

防災無線の放送内容が電話で確認できます。【専用電話番号】 ☎ 539・2061 または ☎ 539・2062

### 福生市長選挙結果 (平成 28 年 5 月 15 日執行)

(敬称略)

候補者氏名	党派名	得票数	
加藤育男	無所属	12,867	当選
西村まさと	無所属	4,452	

#### ▼投票率

	当日有権者数	投票者数	投票率
男	22,991 人	8,636 人	37.56%
女	23,016 人	8,987 人	39.05%
計	46,007 人	17,623 人	38.31%

無効票 304 票

【問合せ】 選挙管理委員会事務局 ☎ 551・1802

### 平成 28 年 第 2 回 福生市議会 定例会のお知らせ (予定)

〈定例会日程〉 6 月 7 日 (火) 24 日 (金)

〈本会議〉 6 月 7 日 (火) 10 日 (金) 24 日 (金)

〈常任委員会〉 6 月 14 日 (火) 16 日 (木)

〈開会時間〉 午前 10 時

※なお常任委員会は、開会後、現地視察がある場合も

ありますので、委員会の進行状況等については、議事事務局へお問い合わせください。

また本会議のライブ映像及び録画映像をインターネットで配信しています。

市ホームページからご覧ください。加えて、多摩ケーブルネットワークにより本会議を 11 チャンネルで

放映する予定です。

【問合せ】 議事事務局庶務係 ☎ 551・1523

6 月は東京都「就職差別解消促進月間」です

▼講演と映画の集い

【日時】 6 月 23 日 (木) 午後 2 時 4 時 30 分

【場所】 八王子市民会館 (サ

ンスカイタワー八王子 4F)

【定員】 当日先着 1,000 人

【内容】

〈講演〉 「企業と人権」 企業にとって人権ってなんだろう??

【講師】 関根昭之氏 (りそな銀行人材サービス部アドバイザー)

〈映画〉 「フェアな会社で働きたい」

【問合せ】 東京都産業労働局労働環境課 ☎ 03・5320・4649

▼人権啓発映画会

【日時】 6 月 14 日 (火) 午後 1 時 15 分 4 時 45 分

【場所】 台東区生涯学習センター 2 階 ミレニアムホール

【定員】 300 人 (要事前予約)

【内容】

〈映画〉 「フェアな会社で働きたい」ほか 2 本上映

【申込み】 東京都人権啓発センター ☎ 03・3876・5372 へ。

スタンタマンによる交通安全教室を開催します

プロのスタンタマンが近年増加傾向にある自転車事故

を再現します。交通ルールを守ることの大切さを確認するため、ぜひお越しください。

【日時】 6 月 11 日 (土) 午前 11 時 55 分 (入場は 11 時 35 分から)

【場所】 第二中学校校庭

※雨天の場合は、一般の方の見学はできません。授業中のため、入場は校庭の一部までです。駐車場がないため車でのご来場はお控えください。

【問合せ】 安全安心まちづくり課地域安全係 ☎ 551・1691

危険物安全週間について

【期間】 6 月 5 日 (日) 11 日 (土)

▼平成 28 年度 東京消防庁 危険物安全標語 「危険物ルールを守って 安全に」

(作者: 山口恭史さん / 新宿区在学)

実は皆さんが普段から何気なく使用している日用品にも、危険物の入った製品がたくさんあります。身近なものでは、マニキュアや除光液、防水スプレー、接着剤、アロマオイル、消毒用のアルコールなどです。

「火気厳禁」「第一石油類」「危険等級」といった表示があるものは、たばこやコンロなど火気の近くで使用したり、放置することは絶対にやめましょう!

【問合せ】 福生消防署予防課 ☎ 552・0119

地域貢献型広告に関する協定を締結しました

地震等の災害発生時にお

いて、市民や来訪された方々を避難場所へ迅速かつ円滑に誘導できるように、東電タウンプランニング株式会社と「地域貢献型広告に関する協定」を締結しました。

この協定は、市内設置電柱を管理する東電タウンプランニング株式会社と福生市との協働により広告スポンサーを募り、その費用で電柱広告の一部に避難所等の防災情報を掲出することを取り決めたものです。

【問合せ】 安全安心まちづくり課防災係 ☎ 551・1638

6 月 1 日から 10 日は、「電波利用環境保護周知啓発強化期間」です

「不法電波はいけません!」問い合わせは、関東総合通信局 (左記) へ。

【問合せ】 不法無線局による混信・妨害 ☎ 03・6238・1939

テレビ・ラジオの受信障害 ☎ 03・6238・1945

地上デジタル放送の受信相談 ☎ 03・6238・1944

【問合せ】 はがきの定期検査のお知らせ

商店での取引や学校、病院等での証明に使用する「はがき」は、2 年に一度の検査を受けなければなりません。

検査員が検査対象の皆さまのお店等へ伺い、検査を実施します。

【検査日程】 6 月 21 日 (火) 7 月 1 日 (金) ※土・日曜日は実施しません。

【検査対象】 はがきで事前

に通知します。

※通知のなかった方、新たに「はがき」を使用するようになった方、また、「はがき」を使用しなくなった方は、左記の問合せ先までご連絡ください。

【問合せ】 東京都計量検定所検査課 ☎ 03・5617・6639

6 月の納税のお知らせ

6 月は市都民税 (第 1 期) の納期です。納期限は 6 月 30 日 (木) です。お忘れのないようご納付ください。

口座振替は 6 月 30 日 (木) の予定です。残高不足にご注意ください。※納期を過ぎると延滞金が課されます。

▼コンビニエンスストアでもご納付ができます

市・都民税 (特別徴収、法人市民税を除く)、軽自動車税、固定資産税・都市計画税、国民健康保険税、介護保険料は次のコンビニエンスストアで納められます。休日、夜間を問わず、日本全国の店舗で納められますので、ぜひご利用ください。

【取扱店舗】 ※全国のどの店舗からでも納付できます。エブリワン、くらしハウス、ココストア、コミュニティ・ストア、サークル K、サンクス、スリーエイト、スリーエ

### 個人住民税の公的年金からの特別徴収 (差し引き) 制度の見直しについて [平成 28 年 10 月以後に実施する特別徴収から適用]

#### ◎年間の特別徴収税額が平準化されます

仮特別徴収税額の算定方法が、公的年金等所得に係る前年度の年税額の 2 分の 1 に相当する額へ変更となります。(下表参照)

なお、改正による算定方法の影響を受けるのは、平成 29 年 4 月分の仮特別徴収税額からです。

#### 個人住民税の公的年金からの特別徴収税額の算定方法

	仮特別徴収税額			本特別徴収税額		
	4 月	6 月	8 月	10 月	12 月	翌年 2 月
現行	前年度 2 月の徴収額と同じ額			(年税額 - 仮特別徴収税額) ÷ 3		
改正後	(前年度分の年税額 ÷ 2) ÷ 3			(年税額 - 仮特別徴収税額) ÷ 3		

#### ◎転出・税額変更があった場合でも特別徴収が継続となります

他市区町村へ転出した場合や年金特別徴収税額に変更が生じた場合、個人住民税の公的年金からの特別徴収は停止となり、普通徴収 (個人納付) に切り替えていましたが、原則として特別徴収が継続されるようになります。

【問合せ】 課税課市民税係 ☎ 551・1610

### 年金だより

#### 平成 28 年度の年金支給額について

国民年金の年金支給額は物価、現役世代の賃金水準、少子高齢化という要素に連動して決められています。

その結果、平成 28 年 4 月 (6 月支払い分) からの年金支給額は、前年度と同じ金額になります。

なお、被用者年金一元化法 (平成 27 年 10 月施行) により、端数処理についての扱いが変更されたため、月額で数円の増減が見込まれます。

具体的な金額については、6 月上旬に送付される予定の年金額改定通知書でご確認ください。

【問合せ】 青梅年金事務所 ☎ 0428・30・3410

フ、生活彩家、セーブオン、セブンイレブン、デイリーヤマザキ、ニューヤマザキデイリーストア、ファミリーマート、ポプラ、ミニストップ、ヤマザキデイリーストア、ローソン、M M K 端末 (マルチメディア・キオスク) 設置店「市内設置店例」公立福生病院売店、ドラッグストアバイゴー、駅コンビニ New Days

※コンビニでは次のいずれかに該当する場合は納められません  
①取扱期限 (納期限) を過ぎた場合  
②納付書にバーコードが印字されていない場合  
③バーコードが印字されていない場合  
④料金が 30 万円を超える場合  
⑤金額の訂正がある場合  
【問合せ】 収納課 ☎ 551・1578